

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）の施行及び総務省における自主的な組織・定員管理の実施に基づき、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
総合通信基盤局		
電気通信事業部	電気通信技術システム課 電気通信設備エンジニア室（振替新設）	第58条
	電気通信技術システム課 企画官（振替廃止）	
電波部	基幹・衛星移動通信課 基幹通信室（所掌事務変更）	第62条
総合通信局	陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課（所掌事務変更）	第293条

3 公布日

令和7年9月18日

4 施行期日

令和7年10月1日